

事 務 連 絡
令和8年8月17日

熊本県担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）

令和8年熊本地震に係る住家の被害認定調査（第2次調査等）の 適切な実施に向けた留意事項等について

罹災証明書は、各種被災者支援制度において幅広く活用されており、被災者の速やかな生活再建のためには、迅速かつ適切な交付が極めて重要です。

令和8年熊本地震においては、「令和8年熊本地震に係る罹災証明書の迅速な交付に向けた留意事項等について」（令和8年8月3日付事務連絡）において、罹災証明書の申請や被害認定調査の実施に関する留意事項等を示してきたところですが、今般、第2次調査等を迅速かつ適切に実施するための留意事項等下記のとおり取りまとめました。

貴職におかれましては、管内市町村が罹災証明書の交付事務を円滑に遂行できるよう、庁内関係部局及び管内市町村に対して周知方よろしくお願いいたします。

記

<罹災証明書の交付時における留意事項>

1. 第2次調査に関する被災者への説明について

第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、第2次調査を行うこととなります。住家被害の判定結果は、その後に受けられる支援内容に大きな影響を与えるため、被災者に対しては、市町村に第2次調査の依頼が可能であることとともに、その調査方法の違いから、第2次調査の判定結果が第1次調査の判定結果と異なる可能性があることについて、十分に理解いただいた上で申請いただくことが重要です。

内閣府では、住家の被害認定調査に係る説明用のリーフレット（別添）を作成しておりますので、第1次調査による判定結果を通知する際に同封いただくなど、被災者への広報資料等として適宜ご活用ください。

また、第2次調査で判定結果が変わる場合の罹災証明書や支援制度の取扱いについても、丁寧な説明をお願いいたします。

2. 再調査に関する周知について

被害認定調査を実施した住家の被災者から再調査の依頼があった場合には、依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施することとなります。第2次調査と同様に、市町村に再調査を依頼することが可能であることを被災者に対し十分に周知するとともに、再調査で判

定結果が変わる場合の罹災証明書や支援制度の取扱いについて丁寧な説明をお願いいたします。

3. 住家被害の判定結果に関する丁寧な説明について

住家被害の判定結果については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和8年6月内閣府（防災担当））において、「調査結果（調査票、損傷状況の分かる写真等）については、被災者から求められた場合等に、住家の被害の程度の判定結果及びその理由について、被災者がその妥当性を評価できるよう、十分かつ丁寧な説明に努めるとともに、適切に記録、整理しておく。」とされているところです。

住家被害の判定結果は、その後に受けられる支援内容に大きな影響を与えることから、その判定結果について、被災者のご理解を得ることが大変重要であるため、被災者に対し、判定結果に関する丁寧な説明が行われるようご配慮願います。具体的には、調査票、損傷状況の分かる写真、住家の部位別の損害割合等を示しながら説明を行うことが考えられます。

＜被害認定調査における留意事項＞

4. 迅速な調査実施のための体制構築について

被災者支援を適切に進める観点から、第2次調査又は再調査は、可能な限り迅速に実施する必要があり、別途、そのための要員を確保するなど、適切に実施体制を確立していただくようお願いいたします。

なお、これまでの災害では、他自治体からの派遣職員のほか、民間団体（建築士会、土地家屋調査士会、不動産鑑定士協会など）の協力を得て第2次調査を行った事例もあることから、必要に応じ、こうした団体に協力を求めることも検討するようお願いいたします。

5. 液状化等の地盤被害による被害を受けた住家の被害認定調査について

今般の地震により、地盤の液状化等により住家が被害を受けている場合、「液状化等の地盤被害による被害」として住家被害を調査し、判定することが合理的な場合もありますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

（参考）

○災害に係る住家の被害認定基準運用指針

https://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r605shishin_all.pdf

○災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き

https://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r705saigai_tebiki_full.pdf

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付 天艸、米戸、富田、杉本

Tel 03-3502-6989 Fax 03-3502-6034

～各種手続に必要な「罹災証明書」～

表面

「罹災証明書」は、市町村長が、災害による住家の被害の程度を証明する書類です。
住まい・生活への公的支援（被災者生活再建支援金、応急仮設住宅への入居、
住宅の応急修理、災害義援金の受け取り、税金等の減免、各種融資など）を受ける
際に必要となります。

罹災証明書の交付手続

- 交付申請窓口は、被災住家のある市町村です。
- 申請すると、市町村職員が被害認定調査を行い、被害程度を確定の上、罹災証明書を交付します。
- 罹災証明書には、住家の被害程度（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）の6区分のいずれか）が記載されます。

(敬請注意)

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
(追加記載事項第①)			

罹災原因	年 月 日	による
------	-------	-----

被災住家”の 所在地					
住家”の被害の 程度	□全壊	□大半壊半壊	□中壊半壊	□半壊	□半壊以下 (一部被害)
(追加記載事項第②)					

※住家とは、襲撃に発生した害が、この表に基づいて実質的に支用していること、及び、そのために支用している場合のこと。 (例えば、自衛隊員などが害に遭った際にその被害の賠償等の費用を支払う)

(追加記載事項第③)			
------------	--	--	--

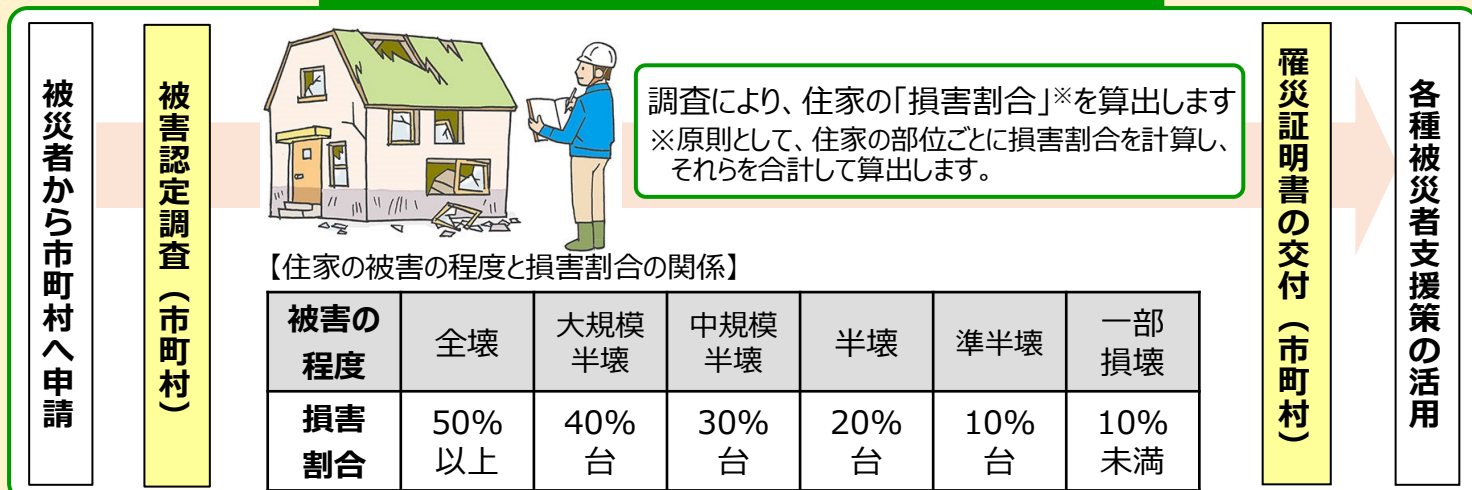
上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

○○市町長

罹災証明書（サンプル）

申請から支援までの流れ



【！ご注意！】応急危険度判定とは異なる調査です

被災建築物応急危険度判定※は、建築士等が、余震などによる二次被害の危険性を判定するものであり、被害認定調査とは調査の目的・判定の基準が異なります。このため、応急危険度判定により「危険」と判定されても、必ずしも被害認定調査において「全壊」になるとは限りません。

※ 余震などによる二次災害を防止するため、倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定するもの。判定結果は、建築物の見やすい場所に「判定ステッカー（右図参照）」として表示し、居住者・歩行者に対して、その建築物の危険性について情報提供することとしている。



判定ステッカーの例 (建築物判定ステッカー)

(出典) 全国被災建築物応急危険度判定協議会

- 「被害認定調査」は、市町村職員が被災住家を調査し、災害による住家の被害の程度（全壊から一部損壊までの6区分）を判定するものです。
- 地震被害の調査には、外観のみの調査により内部被害を推定し住家全体の被害を判定する「**第1次調査**」、外観に加え住家内部も調査し判定する「**第2次調査**」があります。なお、写真により、現地調査を省略することが可能な場合※もあります。
- 「第2次調査」は、被災者のご希望に応じて実施されます。

※ 被害が軽微のため、あらかじめ被災者が「一部損壊」の判定となることに合意した場合に実施される「自己判定方式」など。

調査の種類と特徴 (地震による被害を受けた木造・プレハブ住宅の例)

第1次調査 (外観目視調査)

外観から確認可能な3つの部位の損傷や傾きから、内部を含めた住家全体の被害を推定する方法です。

居住者の立会いがなくとも調査することが可能のため、比較的早く罹災証明書を交付することができます。

第2次調査 (外観目視+内部立入調査)

左記の外観調査に加えて、住家内部にも立ち入り、詳しく被害を確認する方法です。

居住者による立会いも必要となるため、日程調整等、調査の実施までに時間を要する場合があります。



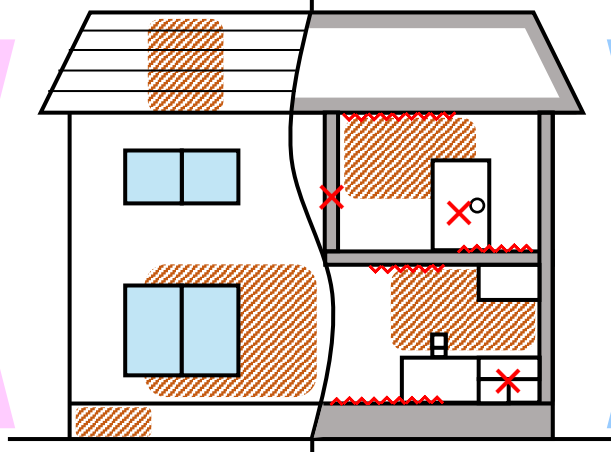
屋根



外壁



基礎



建具



柱、内壁、床、天井



設備

被災者から申請があった場合、第2次調査を実施

※第1次調査をせず、第2次調査から実施する場合があります。

第2次調査が行われた場合、第1次調査よりも詳細な調査であることから、基本的には第2次調査の判定で罹災証明書が交付されます。

外壁の被害は小さいけれど、床の起伏や襖の開閉が困難で被害が酷いわ。第2次調査してもらえないかしら。



第1次調査

例えば、外観上の被害が1/5程度、内部の被害が1/4程度生じている場合※1

第2次調査

【各部位の損害割合※2】

屋根 3/15

外壁※3 15/75

基礎 2/10

【住家の損害割合】

合計

20/100

【判定】半壊

【各部位の損害割合※2】

屋根 3/15

外壁※3 2/10

基礎 2/10

【住家の損害割合】

柱 4/15

床 3/10

内壁 3/10

合計

25/100

天井 1/5

建具 4/15

設備 3/10

【判定】半壊

※1 被害の大きさは、各部位の損傷面積のほか、その損傷の程度も加味して評価されます。

※2 損害割合とは、住家全体に占める各部位の経済的被害を表したものです。部位によって施工価格等が異なるため、同程度の被害が生じても住家の被害として評価できる程度は部位により異なります。

※3 第1次調査では、外壁の損傷程度から住宅内部にも同程度の被害が生じていると推定するため、住家の損害割合として算入する最大値が高くなります。

損害割合の上がり幅（下がり幅）次第で、第1次調査と判定が異なる場合があります。

